

公益社団法人日本エアロビック連盟 公式 SNS 運用ガイドライン

(趣旨)

第1条 公益社団法人日本エアロビック連盟（以下、「連盟」という。）が保有管理する、第2条に定める各種公式ソーシャルネットワークサービス（SNS）と当該アカウント等（以下、「SNS等」という。）に関し、連盟 SNS 等の利用者（以下、「利用者」という。）に対し、連盟が、主に情報相互提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ソーシャルメディア：以下の SNS 等を利用した情報発信と利用者相互の情報伝達手段をいう。
 - ・ フェイスブック：Facebook, Inc.社の提供するソーシャルネットワーキングサービスをいう。
 - ・ インスタグラム：Facebook, Inc.社の提供するソーシャルネットワーキングサービスをいう。
 - ・ ユーチューブ：Google LLC 社の提供する動画共有サービスをいう。
 - ・ ツイッター：Twitter, Inc.社の提供するソーシャルネットワーキングサービスをいう。
 - ・ 公式 LINE：LINE 株式会社の提供するソーシャルネットワーキングサービスをいう。
- (2) アカウント：SNS 等を利用するために取得した権利をいう。
- (3) SNS 等管理者：SNS 等の運営と管理を行う連盟職員をいう。
- (4) 利用者：連盟の運営管理する SNS 等を訪問・閲覧・投稿・検索・その他 SNS 等利用にあたり付随する SNS 等の利用者をいう。

(運営主体)

第3条 SNS 等の運営主体は連盟とし、総括管理は広報担当が行うものとする。情報掲載は、連盟が任命する SNS 等管理者が行うものとする。

(連盟からの情報発信)

第4条 SNS 等に掲載できる情報等は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報紙その他連盟が発行する印刷物又は連盟のホーム SNS 等に掲載したもの
- (2) 連盟が運営管理するウェブサイトや広報誌その他媒体を通し発出した既報のもので、個人を特定できる情報以外のもの
- (3) 連盟から何らかの手段で連盟関係者及びエアロビック関係者に情報提供するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光・イベント情報又は連盟の話題等、SNS 等に掲載する情報として有益であると、理事長が認めるもの
- (5) その他広範に発信することで連盟及びエアロビックの普及・振興に資するまたは興味関心を引く一助となるもの

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、SNS等の利用に際し、次の行為（そのおそれのある行為を含む。）を行ってはならないものとする。

- (1) 連盟若しくはその他の利用者又は第三者の権利又は財産を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 連盟若しくはその他の利用者又は第三者を誹謗中傷、侮辱し、名誉、信用等を毀損・失墜し、プライバシーを侵害又は連盟の業務を妨害する行為
- (3) 公職選挙法に違反する行為
- (4) 宗教団体その他の団体又は組織（公益的な団体又は組織を除く。）への加入を勧誘する行為
- (5) 出資、寄付、資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
- (6) 連盟が不適切と判断する他のウェブサイトを紹介若しくはその閲覧を勧誘又は訪問等を誘導する行為又はSNS等をファイルのダウンロードとして利用する行為
- (7) SNS等を利用して連盟若しくは利用者又は第三者に対しコンピューターのソフト又はハードの正常な機能を阻害するウイルスその他の有害なプログラム、ファイル等を発信する行為
- (8) SNS等に掲載する正当な権限を有しない情報又はコンテンツを掲載する行為
- (9) 連盟及び利用者による情報の提供及び利用を阻害する行為
- (10) SNS等に対しアカウントの乗っ取りやハッキング等の不正行為によりアクセスする行為
- (11) SNS等の全部又は一部を監視し、又は連盟の許可無く複製又は無断転載する行為
- (12) その他SNS利用規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、又はその他連盟が不適切と判断する行為

2 利用者は、SNS等の利用に関し第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用において当該損害を賠償し、又は当該第三者との紛争を解決するものとし、連盟に一切迷惑をかけるものとする。

3 連盟は、SNS等の利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が連盟の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、一切責任を負わないものとする。

4 連盟は、利用者が第1項のガイドラインに違反して連盟に損害を与えた場合は、当該利用者に対し損害賠償を請求できるものとする。

(違反措置)

第6条 連盟は、利用者が前条第1項のガイドラインに違反した場合、当該利用者に対し事前に何ら通知することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がSNS上に掲載した情報及び内容等の削除その他必要な措置を講じることができる。

(利用者からの情報についての免責)

第7条 連盟は、SNS等を通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法

性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとする。

- 2 連盟は、利用者から SNS 等に掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、連盟の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

(知的所有権の扱い)

第 8 条 SNS 等に表示される著作権及びその他の一切の知的財産権（著作権・意匠権・特許権・実用新案権・商標権等）は連盟又は著作権者等の権利者に帰属する。利用者は、SNS 等の利用に際して、SNS 等上に掲載し、又は連盟に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等につき、連盟に対して全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳などを含む）権利を許諾するものとし、連盟による当該情報及び内容等の利用に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

- 2 利用者は、SNS 等を通じて入手したあらゆる情報、内容等について、個人的な使用又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送信等をしてはならない。
- 3 利用者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）で認められる範囲を超えて、SNS 等における情報、内容等を無断で利用してはならない。

(合意管轄)

第 9 条 本 SNS 等の利用及び本ガイドラインに伴う紛争については、東京地方裁判所が第一審の専属管轄権を有するものとする。

(その他)

第 10 条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。